



欧州移転価格実務 シリーズ

第5号:ルクセンブルクの観点



Contents

1. はじめに	6
2. 欧州の金融・物流ハブであるルクセンブルクの魅力	6
3. ルクセンブルクの移転価格制度	7
4. ルクセンブルクにおける金融仲介活動に対する特別な移転価格制度	8
5. 紛争解決に係る近年の動向	8
6. その他の最新の動向	9
7. おわりに	9
付録	11

執筆者



PricewaterhouseCoopers Tax & Advisory, Société coopérative
Transfer Pricing Team
Marc Rasch
PwC ルクセンブルク
パートナー
マーク・ラッシュ

略歴:

1997年に専門家としてのキャリアを開始し、2010年からPwCルクセンブルクに所属している。2013年にPwCルクセンブルクの移転価格チームのパートナーに就任し、日系企業を含む多国籍企業のほかに銀行業界やオルタナティブ投資業界に対して幅広い移転価格コンサルティングサービスを提供している。20年以上にわたる豊富な経験を有し、移転価格の運用実務や金融取引、事前確認、および紛争解決において深い専門知識を有している。PwCルクセンブルク入社以前は、フランスやオランダなど複数の国際的な拠点で勤務した経験を持つ。現在は、多国籍企業の産業・サービスセクターのコアチームや紛争解決チームのメンバーであるとともに、PwCルクセンブルクのCbCRチームを率いている。オランダ語を母国語とし、英語に堪能なほか、フランス語も習得している。

プロジェクト実績:

- 移転価格コンプライアンス業務(ローカルファイル、マスターファイル、CbCR)
- 移転価格コンサルティング業務(リストラクチャリング)
- アセットマネジメント業界における対応
- 金融取引に係る移転価格対応
- 事前確認
- 紛争解決支援



PricewaterhouseCoopers Tax & Advisory, Société coopérative
Transfer Pricing Team
Sebastian Knoll
PwC ルクセンブルク
マネージングディレクター
セバスチャン・ノール

略歴:

2011年以降、移転価格チームにて、多国籍グループ企業やアセットマネジメント会社に対して移転価格コンサルティングサービスを提供している。彼はAPAC地域のクライアントにも定期的にアドバイスを提供し、ルクセンブルクの移転価格税制に関する深い知見とAPAC地域の移転価格税制に対する高い理解を合わせ持っている。堅牢かつ持続可能な移転価格ポリシーの設計、買収・分割・合併後の移転価格フレームワークの構築、地域拠点の変更を反映したグローバル移転価格ポリシーの再構築など、幅広い移転価格関連業務においてクライアントを支援してきた実績を有している。また、BEPS対応を含むOECD移転価格ガイドラインに則ったグローバルな移転価格文書化プロジェクトの推進、税務紛争解決や移転価格調査におけるクライアント支援にも豊富な経験を有している。さらに、ルクセンブルクの移転価格税制に準拠したグループ内金融取引に関する移転価格コンサルティング業務、バリューチェーン変革プロジェクトの実施、移転価格コンプライアンスおよびその実施に関する戦略的ガイダンスの提供にも高い専門性を発揮している。

プロジェクト実績:

- 移転価格コンサルティング業務および移転価格コンプライアンス業務
- 業界横断的な大規模事業再編やバリューチェーン変革プロジェクトに豊富な経験を有し、特に金融業界に強みを持つ
- 金融取引に係る移転価格対応
- 無形資産に係るプランニング
- 紛争解決支援

ドイツ税理士



**PricewaterhouseCoopers Tax & Advisory, Société coopérative
Transfer Pricing Team**

Hannes Rauter
PwC ルクセンブルク
シニアマネージャー
ハンネス・ラウター

略歴:

2018年にスイスの消費財企業にて移転価格及び税務分野でキャリアをスタートさせ、その後ドイツに拠点を移し、引き続き移転価格分野に専門的に従事するとともに、日系企業との業務経験を積み重ねた。2021年以降、PwCルクセンブルクの移転価格チームの一員として、金融取引、アセットマネジメント業界、M&Aプロジェクトに注力している。主なクライアントはドイツおよびAPAC地域の企業、特に東アジアの企業である。

プロジェクト実績:

- 移転価格コンサルティング業務および移転価格コンプライアンス業務
- 業界横断的な大規模事業再編やバリューチェーン変革プロジェクトに豊富な経験を有し、特に金融業界に強みを持つ
- 金融取引に関する移転価格対応
- 無形資産に係るプランニング
- 紛争解決支援



**PwC 税理士法人
国際税務サービスグループ(移転価格)
パートナー、移転価格リーダー
水島 吾朗**

[【お問い合わせフォーム】](#)

略歴:

PwC 税理士法人に入社以来 20 年以上にわたり、日系企業および外資系企業に対する移転価格コンサルティング業務に従事。2018 年から 2020 年までは、PwCドイツのデュッセルドルフ事務所に出向し、移転価格チームのメンバーとして、日系企業だけでなく、欧米系企業を支援する案件に数多く関与。

プロジェクト実績:

自動車、自動車部品、産業機械、半導体、医療機器、消費財、航空、飲食、金融、エンターテインメントなど、さまざまな業界を担当。また、以下プロジェクトに関与。

- 移転価格調査
- 事前確認(APA) ※日本と欧州(ドイツ、スイス、アイルランド)、米国、カナダ、メキシコ、シンガポール、タイ、韓国など各国との大型案件を含む。
- 移転価格文書化(マスターファイル、ローカルファイル)
- 移転価格ポリシー構築
- 移転価格リスクアセスメント



PwC 税理士法人
国際税務サービスグループ(移転価格)
シニアマネージャー
石神 則昭

[【お問い合わせフォーム】](#)

略歴:

PwC 税理士法人入社以来、15 年以上にわたり多国籍企業への移転価格アドバイザリー業務に従事。BEPS 文書化対応、APA、移転価格ポリシー、移転価格文書化、金融移転価格、無形資産評価などを担当。2020 年 8 月より 2022 年 12 月までの間、PwC ドイツのデュッセルドルフ事務所に出向し、移転価格チームのメンバーとして数多くの移転価格の案件に関与するほかにウェビナーやニュースレター、税務専門誌への寄稿を通じて日系企業を支援。

プロジェクト実績:

製造業、商社、リース、アセットマネジメント、保険、証券などさまざまな業界において、BEPS 文書化対応、APA、移転価格ポリシー構築、金融移転価格(ローン、保証、キャッシュプーリングなど)、無形資産評価などの経験を豊富に有する。

1. はじめに

地理的に見て西欧の中心に位置するルクセンブルクは、フランクフルト、パリ、ブリュッセルを結ぶ鉄道で約 2 時間の距離にあり、ヨーロッパ大陸の政治・金融の三角地帯につながっています。安定した AAA 格付け評価の環境、多言語対応可能な人材のプール、そして実用的な法的枠組みや規制の枠組みを提供しています。また、欧州司法裁判所、欧州投資銀行、欧州投資基金などの EU 機関が集中しており、政策の予測可能性と意思決定者との近接を担保しています。政治的に非常に安定した地域で、ビジネスに有益なアプローチをとっています。

本シリーズの第 1 号では日本本社の観点から、第 2 号ではドイツの子会社の観点から、第 3 号ではオランダの観点から、第 4 号では英国の観点から移転価格の実務上の留意点などを中心に解説しました。第 5 号となる本稿では、ルクセンブルクの移転価格制度や、紛争解決に関する近年の動向、その他最新動向について解説します。

2. 欧州の金融・物流ハブであるルクセンブルクの魅力

金融と物流のヨーロッパのハブ

ルクセンブルクは欧州をリードするファンドの本籍地であり、クロスボーダーファンドの資金配分の世界的リーダーです。規制対象であるオープンエンド型ファンド資産の規模では、ルクセンブルクは米国に次ぐ世界第 2 位です。他方、クロスボーダーの運用資産に限れば、世界全体のほぼ半分をルクセンブルク籍のファンドが占めています。実体経済の側面では、ルクセンブルクは、欧州と他大陸を航空・鉄道・道路・河川を組み合わせる結ぶ多機能物流ハブであり、欧州有数の貨物専用(オールカーゴ)航空会社の本拠地であるとともに、欧州トップクラスの貨物空港を擁し、コンテナやトレーラーを同一ユニットのまま輸送モードを切り替えるインターモーダル拠点(道路—鉄道連結)や河川経由で海港へ接続する内陸港アクセスも整備されています。

税効率の高い投資

ルクセンブルクを通じて投資または事業を行う企業グループにとって、ルクセンブルクの枠組みは高度であり、かつ予見可能性に優れたものです。

持株会社および地域統括会社におけるルクセンブルクの主な税務上のメリット

- **資本参加免除(配当およびキャピタルゲイン)**
適格子法人から受け取る配当所得および当該法人の株式の譲渡による利益はルクセンブルクでは 100% 非課税となります。一般的に、ルクセンブルクに所在する企業が 12 カ月以上にわたり持株比率 10% 以上(または取得原価 600 万ユーロ)を満たすことが要件です。なお、EU 域外に所在する子会社については「課税要件(subject to tax condition)」が適用されます。
- **株式譲渡損および株式保有関連費用・資金調達関連費用の損金算入**
株式譲渡損やおよび独立企業原則に基づく株式保有関連費用は損金算入が可能です。支払利息は欧州租税回避防止指令(Anti-Tax Avoidance Directive: ATAD)に基づく損金算入限度額(EBITDA の 30%、300 万ユーロのセーフハーバーあり)に従い、損金算入可能です。なお、適格持分に関連する支払利息は、後日、課税所得に加算(控除が取り消し)される可能性がある点に留意が必要です。
- **効率的な利益還流**
ルクセンブルクに所在する持株会社が租税条約締結国に所在する親会社に配当を支払う場合において、親会社が 12 カ月以上にわたり 10% 以上(または 120 万ユーロ)の持分を保有し、その所在地で通常の法人課税の対象(課税要件)であるときは、ルクセンブルクでの配当源泉税は通常 0% です。
- **利息やロイヤリティの源泉所得税なし**
ルクセンブルクは、一般的に独立企業間原則に基づく利息やロイヤリティの支払いに対して源泉徴収義務を課していません(限定的な例外あり)。
- **法人税率とインセンティブ**
ルクセンブルクの名目合算税率は 2025 年 1 月 1 日以降、約 23.87% ですが、投資税額控除(グループ

全体の投資に対し 18%の税額控除)、特許所得控除、繰越欠損などの活用や持株関連費用の控除などの優遇により、実効税率はしばしば低くなります。

- **人材誘致、定着**

駐在員については、条件を満たせば課税所得の 50% (最初の 40 万ユーロ) が免除されます。これにより、一定の要件を満たすエキスパートの個人実効所得税率は約 25% 未満に抑えられ、ルクセンブルクで活動する中核人材の異動や人件費の抑制に有用です。

日本の金融機関は長年、ルクセンブルクで顕著な存在感を示してきました。主要な日本の金融機関は数十年にわたりルクセンブルクに拠点を構え、ファンド管理、グローバルカストディ、資本市場業務、預託機関、マネジメントカンパニー業務の提供など幅広い活動を展開しています。こうした日本の金融機関の関与は、国際金融サービスの中核ハブとしてのルクセンブルクの地位を裏付けるとともに、欧州での事業展開・拡大を目指す日系企業にとってルクセンブルクの魅力を際立たせています。

3. ルクセンブルクの移転価格制度

ルクセンブルクの移転価格 – 歴史概観

ルクセンブルクは、かなり以前から国内税法に独立企業原則を取り入れており、関連者間取引について、独立した企業間で適用されるであろう条件を反映することを求めています。しかし、歴史的には、この規定を基に実質的に執行されていたというよりも、むしろ形式的にとどまっていた。長年にわたり、移転価格は実務上ほとんど注目されず、税務調査もわずかであり、ガイダンスもほとんどありませんでした。こうした状況は近年大きく変化し、ルクセンブルクは OECD 移転価格ガイドラインとの整合性を一層高め、より詳細な規則や文書化要件を導入するとともに、グループ内の取り決めをより積極的に精査し始めるようになりました。付録の「ルクセンブルク移転価格税制の沿革」もご参照ください。

現在のコンプライアンスの枠組み: 文書化と CbCR (国別報告: County by Country Report)

移転価格文書

- **OECD の三層アプローチ**

ルクセンブルク税務当局は、関連者間取引が独立企業原則に則って行われたことを示す文書化(マスターファイル、ローカルファイル、CbCR)を要求しています。現時点では、毎年移転価格文書を作成することは必須ではありませんが、税務当局が移転価格文書の提出を要求する際には、通常、1~2 週間以内に移転価格文書の提出が求められます。

- **作成義務を明文化するための法案である法案 8186 号では以下が求められています。**

- **ローカルファイル:**
多国籍企業グループのルクセンブルクに所在する構成会社等に対して作成を要求
- **マスターファイル:**
多国籍企業グループのルクセンブルクに所在する構成会社等における当該事業年度の売上高が 1 億ユーロ以上または総資産額 4 億ユーロ以上のいずれかの条件を満たす場合に作成を要求。

上記の内容は、BEPS 行動 13 に関する OECD 移転価格税ガイドラインの別添 I – II を踏襲しています。当該草案は 2024 年以降の課税年度を対象としています(最終的な議会日程によります)。

国別報告(CbCR)

- **適用対象**

連結財務諸表を作成する多国籍企業グループのうち総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを超えるグループに適用されます。また、投資企業に該当する場合の取り扱い(IFRS 10.27/Art. 317c)上の留意点と、ファンドであることを理由とする包括的な適用除外は設けられていないことを明確にしています。

- **提出と届出**
ルクセンブルクに所在する構成会社等は、毎年、どの構成会社等がグループのCbCRを提出するかについて、ルクセンブルク税務当局に通知する必要があります。ルクセンブルクで提出する場合、当該構成会社等はDAC4に従ったルールに基づきCbCRを提出します。
- **EU Public CbCR**
一定の大規模グループに対する別個の要件が、2024年6月22日以降に開始する事業年度に適用されます。国内法化されたEU指令に基づき、情報開示は商業登録簿／ウェブサイトで一般公開されます。

罰則 – CbCR notification は期限内かつ正確に提出を

罰金は多額になり得ます。CbCR 本体または CbCR の届出の未提出、提出遅延、不正確な提出について、ルクセンブルクの各構成会社等に年間最大 25 万ユーロの罰金が科される可能性があります。さらに 500~2 万 5,000 ユーロの行政上の罰金が追加で科される可能性があり、コンプライアンス確保については経営陣や管理者が連帯して責任を負います。実際には、税務当局は実務的に対応しており、重大な遅延や度重なる不応答の場合に限って罰則が科されます。

4. ルクセンブルクにおける金融仲介活動に対する特別な移転価格制度

2017年に公表された通達では、ルクセンブルクがグループ内金融取引および金融仲介機能に対して独立企業原則をどのように適用するかを明確にしています。投資ファンドと不動産保有会社(PropCos)の間においてグループ内金融取引を仲介するルクセンブルクの金融会社(HoldCo)は、すなわち次の3点を立証することが求められます。付録の「ケーススタディ」をご参照ください。

- (i) 自らが引き受けるリスクに耐える能力
- (ii) ルクセンブルクにおける実質的な意思決定を通じてそのリスクを管理する能力
- (iii) その機能、資産、リスクに見合った対価水準

少なくとも、納税者は機能リスク分析、グループ内金融取引の明確な説明、そしてルクセンブルクでの意思決定を示す証拠(取締役会議事録、ガバナンスポリシー、取締役の居住地や所得関係の詳細など)を準備すべきです。リスク資本の算定については、その手法と前提を含め、文書化が必要です。

さらに、移転価格文書、グループ内金融取引に係る契約書類、返済スケジュール、モニタリングレポート、そして詳細な取締役会議事録などの書類を保管しておくべきです。これらの文書は、税務調査への備えや通達要件の適合を立証するうえで不可欠です。

要するに、当該通達への適合は、OECD 移転価格ガイドラインに整合した堅牢な文書化に支えられた、「資本(エクイティ)・実体(サブスタンス)・価格設定(プライシング)」という三本柱に基づいています。

5. 紛争解決に係る近年の動向

ルクセンブルクの移転価格に関する紛争の状況は、より成熟した段階へと発展してきました。現政権はビジネスフレンドリーである一方で、同時に納税者による規則・規制の適正なコンプライアンスにも注力しています。移転価格が適切に文書化され、取引が独立企業原則にのっとり行われる限り、税務当局は納税者に対して公正かつバランスの取れた対応を取っています。

紛争が生じた場合の手続きについては、付録の「紛争解決におけるルクセンブルク国内手続き」をご参照ください。

現在の動向 – 税務当局からの要請事項

最近の要請は、ハイレベルな移転価格ポリシーをはるかに超える内容に及んでいます。税務調査官は、リスクがモニタリングされ、そして実際にルクセンブルクで意思決定が行われていることを示す客観的な証拠、例えば意思決

定過程や取締役会議事録、定期的なモニタリングレポート、明確なガバナンスの証跡などをますます求めています。また、ファイナンスモデルにおけるリスク許容量の算定手法を精査し、取締役の居住地や戦略的意思決定の場所にも細心の注意を払っています。さらに、ルクセンブルクは借手の所在地国と情報交換を行う可能性があり、その結果、海外でのモニタリングが強化されたり、実質的所有権に疑義があるとされたりする場合には、条約上の恩典に対して異議申し立てをすることもあります。税務調査官は、金融仲介や特定の金融商品の活用に引き続き注目する一方で、グループ内の役務提供取引に対する税務調査にも目を光らせており、提供された役務の実体、受けた便益、対価算定の根拠を明確に示す証拠を求めます。実務上、ルクセンブルクの税務当局は、ビジネスフレンドリーな姿勢を維持しており、不正や不備が認められる場合に限って厳格な対応を取ります。納税者がルクセンブルク国外から課税を受けた場合には、当該納税者が海外税務当局に対して自らの税務ポジションを主張することを強く支援しています。

APA(事前確認制度:Advance Pricing Arrangement)は二国間または多国間での取得が可能であり、将来に向けた移転価格のポジションの確実性を提供します。定期的なグループ内金融取引や中核的な役務提供モデルで利用されることが多い制度です。MAP(相互協議:Mutual Agreement Procedures)は、外国での更正により二重課税が発生し、それを排除する必要がある場合に利用される傾向があります。

6. その他の最新の動向

税務当局による移転価格部門の立ち上げ

ルクセンブルクの税務当局は、移転価格ルールの監督を強化し、一貫した適用を確保するため、移転価格部門の新設を発表しました。当該新部門は、グループ内取引を調査し、税務調査能力を強化するとともに、進化する国際基準に行政実務を整合させることに注力します。この取り組みは、近年複雑化と精査が高まっている分野において、透明性の向上とコンプライアンスの改善に取り組むルクセンブルクの姿勢を示すものです。

投資税制優遇措置

デジタルトランスフォーメーションおよびグリーンランジションに該当する適格プロジェクトには、資本的支出および営業費用の双方を対象とする18%の税額控除が利用可能です。詳細については、付録の「税制優遇の詳細」をご参照ください。

キャリド・インタレストに関する新たな税制優遇措置

2025年の新しい措置として、資産運用業やスタートアップの競争力向上を目的に、魅力的なキャリド・インタレスト制度を含む各種インセンティブが導入されました。詳細については、付録の「税制優遇の詳細」をご参照ください。

7. おわりに

ルクセンブルクは、引き続き欧州の主要金融ハブとしての地位を確立している他、物流の中核拠点としての役割と、安定したビジネス志向の税制環境も兼ね備えています。本ニュースレターでは、ルクセンブルクの持株会社および地域統括拠点のストラクチャーに関する法制・税制上の利点(例えば資本参加免税や源泉税の優遇措置など)に加え、2015年以降のOECD移転価格ガイドラインを踏まえた移転価格ルールの継続的な発展について概説しました。

もともと、三層アプローチ(マスターファイル、ローカルファイル、CbCR)は実務上、参照されているものの、マスターファイルおよびローカルファイルの作成義務を課す法令は、現時点では未施行であり、関連法案は本ニュースレター執筆時点において、なお議会審議中である点には留意が必要です。

ルクセンブルクの移転価格に係る体制は、特に金融仲介機能に関して、関連する移転価格通達により形作られています。同通達は、一部においてOECD移転価格ガイドラインと異なる要件や解釈を導入しています。主なコンプライアンス上の検討事項には、適切なリスク資本の算定、ルクセンブルクにおける実質的な意思決定の立証、そし

て独立企業間原則に基づく対価設定(例:ルーティン利益とリスク資本に対するリターン)が含まれます。これらは規制当局の要求に応える上で中核的な要素です。

また、ルクセンブルクの税務当局が注力している点は、金融仲介機能を超えて拡大しており、役務提供取引、金利設定方法、実質的な意思決定の立証といった分野にも及んでいます。

紛争の予防と解決のために、ルクセンブルクでは APA と MAP が利用可能です。これらの手続きは予見可能性を提供し、二重課税排除に資する一方で、その適用の可否や結果は各事案の具体的な内容や、変化する行政実務に左右されます。

投資税額控除の再設計(デジタルトランスフォーメーションおよびグリーンランジション関連の投資で最大 18%)やキャリド・インタレスト制度の変更といった継続的な改革は、ルクセンブルクの競争力を一段と高めています。これらを強固なガバナンスと業務運営の枠組みと組み合わせることで、税務の予見可能性と資本効率の双方が後押しされます。

まとめると、ルクセンブルクは日本企業にとって魅力的なハブです。その理由は次のとおりです。

1. 安定した政治環境とビジネスフレンドリーな政府
2. ITC(Investment Tax Credit: 投資税額控除)や高度人材赴任者向けの魅力的な制度
3. コンプライアンスを重視した安定的かつ明確な移転価格制度

ルクセンブルクを欧州拠点として検討中、またはルクセンブルクで事業を行う日系企業に対しては、以下の対応を推奨します。

1. 金融機能の実態と価格設定方法の定期的な見直し
2. 移転価格文書および社内ガバナンスに係る記録(取締役会議事録やモニタリングレポートなど)を最新状態に維持
3. APA や MAP の活用を含む紛争予防戦略の積極的な検討

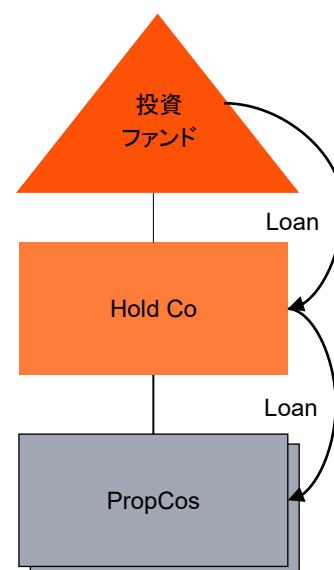
付録

ルクセンブルク移転価格税制の沿革

- 2011年 – グループ内金融取引に関する執行ガイダンスが初めて制定されました。これにより、金融業を営む法人や実質、リスクに焦点を当てた通達によって、ルクセンブルクの移転価格実務が形作られ、その後の、より包括的な枠組みの整備に繋がりました。
- 2015年 – 独立企業原則が国内法に明記されました。ルクセンブルクの移転価格関連法令、すなわちルクセンブルク所得税法(LITL)第56条および第56bis条により、独立企業原則とOECD移転価格ガイドラインの中核的な定義との整合が図られました。
- 2016/2017年 – 包括的な移転価格に関する通達が公表されました。通達 L.I.R. 56/1-56bis/1(2016年12月27日付)は、従前のグループ内金融取引に関する通達に代わり、ルクセンブルクの実務慣行をOECD移転価格ガイドラインと明確に結びつけ、金融取引およびその他の関連者間取引に対して厳格な機能リスク分析と十分な実態要件を求めました。
- 2016年からはCbCRが、2024年からはPublic CbCRがそれぞれ適用されました。ルクセンブルクは2016年1月1日以後開始事業年度からCbCRを導入し、さらにEU Public CbCRについては、2024年6月22日以後開始事業年度からの適用を前提に国内法化しました。
- 2023~2025年 – 文書化義務の法制化と監督の強化。法案第8186号は、BEPS行動13に整合したマスターファイル、ローカルファイルの作成義務を導入するものであり、同時に、当局は税務調査の強化や、規制当局(例:CSSF: Commission de Surveillance du Secteur Financier、ルクセンブルク金融監督委員会)との情報共有を拡充しています。

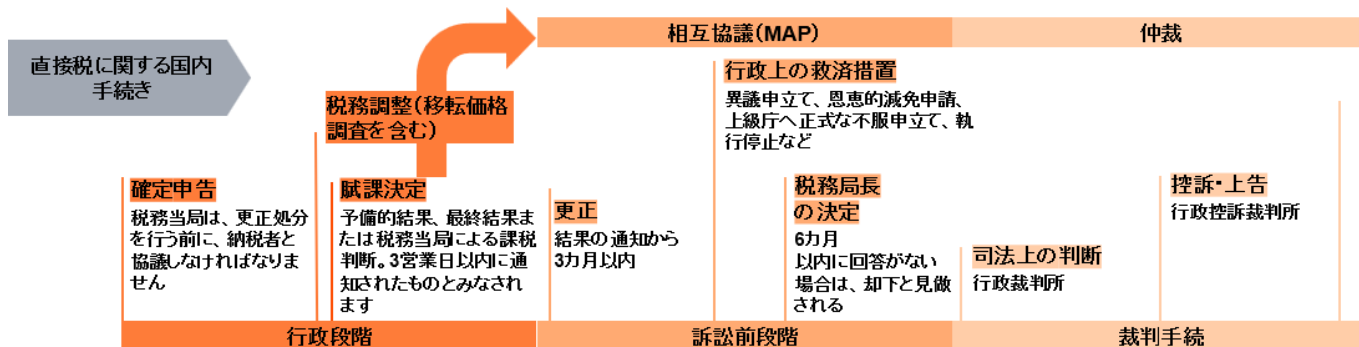
ケーススタディ

1. まず、企業は潜在的な損失を吸収できる十分な資本を維持する必要があります。いわゆる「リスク資本(Equity at Risk)」は健全な財務手法を用いて算定されるべきであり、実務上は、信用リスク、資産の質、満期に応じて資本の1%から10%の範囲にとどまることが多いです。
2. 次に、その法人はルクセンブルクで実態を示す必要があります。リスクを伴う取引への関与やエクスポージャーのモニタリングといった重要な意思決定は、アウトソースせずルクセンブルク現地で行われるべきです。指標としては、取締役の過半がルクセンブルク居住者であること、または収入の大半をルクセンブルクで得ていることが挙げられ、特に独立社外取締役の起用が推奨される場合も少なくありません。最近の税務調査では、取締役会議事録、計算書類(財務諸表)、返済計画の詳細などの証拠が重視されており、同時文書化が極めて重要です。
3. 最後に、対価は独立企業原則に整合していなければなりません。これは、一般に、財務および管理機能に対するルーティン利益に、リスク資本に対する起業家的なリターンを組み合わせた構成となります。後者はCAPMなどの財務モデルを通じて計算されることが多く、業界慣行ではリスク、期間、担保などを考慮し10~50bps程度のレンジが目安とされています。



紛争解決におけるルクセンブルク国内手続き

移転価格に関する紛争解決に関する国内手続きは以下の通りです。



ルーリング・APA

ルクセンブルクはユニラテラルなルーリングおよび二国間のルーリング、ならびにAPAを提供しています。もともと、実務上は、ユニラテラルなルーリングよりも二国間のルーリングやAPAの方が一般的です。

税務申告

ルクセンブルクでは、正式な賦課決定(税額決定通知)の発行を伴わずに申告が受理されることがあります。税務申告書は5年の消滅時効期間が満了するまで、税務当局による調査の対象としてオープンのまま取り扱われます。その間、ルクセンブルク税務当局は適用した移転価格を検証した移転価格文書を含め、追加の説明や資料の提出を納税者に求めることがあります。例えば、金融取引に関しては、以下の資料が求められ、即時提出かつ完全であることが求められます。

- 意思決定やリスク管理機能の遂行を記録した、完全かつ網羅的な取締役会議事録
- 年次財務諸表
- 税務調査対象年度における各関連者の債権債務について取引ごとの返済スケジュール
- 独立企業原則に基づく価格設定がどのように決定されたか(ルーティン利益とリスク資本に対するリターンを双方を含む)の説明と財務分析によるリスク許容量評価の立証

このような賦課後の追加照会(情報要求)は、それ自体では、形式的な税務調査を構成しません。ただし、提供された情報が不十分または説得力に欠ける場合、ルクセンブルク税務当局は正式な税務調査を開始し、完全な移転価格文書の提出を求めることがあります。

回答期限は一般的に短く、納税者は通常7~14日以内に移転価格文書を提出します。延長はしばしば認められるものの裁量的であり、必ず認められるわけではありません。そのため、移転価格文書はいつでも提出できる状態で保持しておく必要があります。

税務調査および移転価格調査

ルクセンブルク税務当局が申告書の内容を確認し、納税者に情報を求めた後に正式な税務調査および移転価格調査を開始することがあります。調査の後、税務当局はドラフトの見解を納税者に示し、最終的な税額決定通知が行われる前に、納税者に意見を述べる機会が与えられます。

税額決定通知

税額決定通知が発行された後、納税者にはいくつかの選択肢があります。納税者は異議申し立てを行うことも、また二重課税が生じている場合にはMAPを申請することも可能です。

更正・不服申立て・税務局長の決定

不服申立ては税務当局の局長宛に行います。直接税の税額決定(または個別決定)に異議を唱える納税者は、まずルクセンブルク内国歳入庁(ACD)の局長に対し、書面で不服申し立てを提出しなければなりません(局長の訴訟部門に直接送付するか、所管税務署に提出し、同署が回付します)。申立書には、争う税額決定通知の特定、事実関係と法的根拠、求める救済内容を記載する必要があります。言語は、フランス語、ドイツ

語、ルクセンブルク語で作成可能です。期限は、賦課決定の通知／受領から 3 カ月です。審査中も賦課決定額の支払義務は残りますが、実務上、即時納付が困難な場合には最大 6 カ月の分割納付が認められることがあります。局長が決定を下し、納税者がなお不服である場合、その通知から 3 カ月以内に行政裁判所に司法上の不服申立てを提起できます。

詳細情報:

<https://guichet.public.lu/en/citoyens/justice/voies-recours-reglement-litiges/recours-administratifs-judiciaires/contester-decision-acd.html>

司法上の不服申し立て／控訴

ルクセンブルクで裁判に進む場合、第一審は行政裁判所です。その判決は行政高等裁判所に控訴可能で、同裁判所が最終審となります。これを超える通常の上訴手段はありません。

相互協議および仲裁

ルクセンブルクは二重課税の予防・解消のために MAP を提供しています。所管当局は、関係条約に基づく MAP または仲裁の結果に従い、賦課決定額の発行、撤回、または修正を行うことができます。実務上、ルクセンブルクの MAP の枠組みは EU 基準(税務紛争解決メカニズムに関する理事会指令(EU)2017/1852 や EU 仲裁条約)と整合しており、アクセスの確保、明確なタイムラインの設定、権限のある当局間で解決できない場合の拘束的仲裁による二重課税排除を担保します。

納税者は適用される条約／EU の期限内にルクセンブルクの所管当局へ MAP 申請を行い、両国の当局は二重課税の排除に向けて交渉し、EU 制度下の標準 2 年以内に合意に至らない場合、納税者は仲裁(諮問委員会/パネル)を発動できます。仲裁の決定は、ACD が更正・還付(賦課決定額の発行・修正・取消し)により実施します。ルクセンブルクは、合意および仲裁判断の実施を手続規則においても明文化し、MAP／仲裁結果の行政執行を強化しています。

税制優遇の詳細

投資税制インセンティブ

ルクセンブルクの現行税制は、ルクセンブルクから投資・事業運営を行うグループに具体的なメリットを提供します。2024 年度から適用された LITL 第 152bis 条に基づく改定投資税額控除制度を中核とし、デジタルトランスフォーメーションおよびグリーントランジションに係る一定の要件を満たすプロジェクトに対して 18% の税額控除を付与します。複数年(最大 3 年)のプロジェクトにおいて、CAPEX および OPEX の双方が対象となり、プロジェクトが EEA 域内の他国で実施される場合でもルクセンブルクの納税者は適用可能です。手続きは 2 段階で、まず適格性認定を取得し、続いて年次のコンプライアンス証明を提出します。控除は法人税に充当され、最大 10 年間の繰越が可能です。減価償却対象となる有形資産への投資は DET 控除枠(デジタルトランスフォーメーションおよびグリーントランジション向け)で 6% の控除対象となり、これに 12% のグローバル投資税額控除(Form 800)を組み合わせることで、名目上 18% に到達します。なお、従前の 13% の追加投資税額控除は廃止されました。一般に対象となる費用には、変革関連ソフトウェア、特許、アドバイザー費用、直課となる人件費などが含まれ、一方で小規模な改善、コンプライアンス目的の支出、車両や建物といった項目は対象外です。銀行などの金融セクターの納税者も、プロジェクトが変革要件を満たせば適用を受けられます。実務上、当該インセンティブによりグループベースで大きな恩恵を享受する事例が確認されています。

詳細情報:

<https://www.pwc.lu/en/newsletter/2023/new-draft-law-improves-the-luxembourg-investment-tax-credits-to-accelerate-sustainability-transformation.html>

キャリド・インタレストに関する新たな税制優遇措置

2025 年の新措置は、資産運用業およびスタートアップの誘致強化を目的としています。特に、ドラフトのキャリド・インタレスト制度(法案第 8590 号)により、契約上のキャリーを個人の適用税率の 4 分の 1 で課税(実効税率はおおむね 12% 以下)し、一定の条件の下で 6 カ月超保有したオルタナティブ投資ファンドの持分に連動するキャリー

を非課税とする優遇が含まれます。あわせて、スタートアップ企業向け従業員のストックオプション制度、優遇されたエクスパット制度、ビジネス・エンジェル税額控除、そして法人税の1%引き下げ計画も掲げられています。これらの措置は、初期投資の支援、事業運営の柔軟性、税務確実性への明確な道筋を提供し、ルクセンブルクのビジネスモデルと良好に整合します。

詳細情報: <https://www.pwc.lu/en/newsletter/2025/new-tax-measures-am.html>



〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

PwC 税理士法人

国際税務サービスグループ(移転価格)

パートナー、移転価格リーダー

シニアマネージャー

水島 吾朗

石神 則昭

[【お問い合わせフォーム】](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替になるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.